

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和2年11月4日（令和2年（行情）諮問第569号）

答申日：令和3年2月25日（令和2年度（行情）答申第479号）

事件名：特許庁長官が寄稿した特定文書の掲載に係る特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月15日付け20191216特許11により特許庁長官（以下「特許庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分は不当である。すなわち、本件特定文書の内容は、特許庁の業務内容を中心に記載されており、寄稿者たる宗像直子氏も「前首相秘書官」で「特許庁長官」であることが明示されており、明らかに行政文書というべきである。特定職員が特定年月日1に死去し、その翌日に当時の宗像特許庁長官が特定元特許庁長官と会っており、その数日後の特定年月日2の特定新聞朝刊に本件特定文書が発表掲載されている。この時間的接着性から考えて、本件特定文書は、当時の宗像特許庁長官や特定元特許庁長官を含む特許庁職員等の共同著作と判断され、明らかに行政文書に該当するものである。（以下省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、令和元年12月13日付けで、法3条に基づき、処分庁に対し、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月16日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その全部を不開示とする原処分を令和2年1月15日付けで行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第6

8号) 2条の規定に基づき、令和2年4月20日差出で、処分庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、諮問庁は同月22日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、令和2年1月15日付けで、開示請求にかかる文書の全部を不開示とする決定を行った。文書を不開示とした理由は、「当該文書は宗像直子個人として対応したものであり、行政文書は不存在である。」である。

## 3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、「本件特定文書の内容は、特許庁の業務内容を中心に記載されており、寄稿者たる宗像直子氏も「前首相秘書官」で「特許庁長官」であることが明示されており、明らかに行政文書というべきである。」旨等主張している。

しかしながら、特定年月日2の特定新聞に宗像直子が寄稿した特定文書については、「友人として」と始まり、寄稿者名として「宗像直子」の個人名のみが書かれていることから、あくまで職務外において宗像直子個人として寄稿したものであるため、特定新聞社とのやり取りに関する文書は、作成も取得もしていない。

よって、本件対象文書は、業務遂行上に取得した文書ではなく、また特許庁が取得した文書には該当しない。

また、審査請求人には平成30年度(行情)答申第360号(以下「先例答申」という。)により、本件開示請求における本件対象文書を含めた行政文書の探索は既に行われており、本件対象文書が存在しないことは審査請求人にとって既知の事実であるはずであることから、本件審査請求には理由がない。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 令和2年11月4日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和3年2月19日 | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書は、先例答申に係る対象文書と請求文言が同一であり、本件開示請求及び先例答申に係る開示請求は、いずれも特許庁長官が特定年月日2付け特定新聞に寄稿した特定文書の掲載に関して特許庁が作成又は取得した文書の開示を求めるものであると認められる。

これを踏まえ、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書の保有の有無について、先例答申における対象文書の保有の有無に係る判断を変更すべき事情の変化は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙 1

### 本件対象文書

「特定年月日 2 付特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、死去した特定職員に対する特定文書が掲載されているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書（例えば、特定文書掲載を依頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、特定文書作成に関する特許庁内部における検討書等）。」

## 別紙 2

### 1 対象文書について

対象文書は、「特定年月日 2 付け特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、特定文書が掲載されているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書（例えば、特定文書掲載を依頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、特定文書作成に関する特許庁内部における検討書等）」である。

### 2 対象文書の保有の有無について

(1) 対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、対象文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求については、宗像特許庁長官が特定年月日 2 付け特定新聞に寄稿した特定文書の掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書並びに特定文書の掲載に関して特許庁内で作成された文書の開示を求めるものと解した。

ウ 本件開示請求に係る特定文書の寄稿は、「講演等に係る職員の綱紀の保持について」（平成 24 年 3 月 30 日経済産業大臣訓令。以下「訓令」という。）に定める「講演等」に該当する。

エ 訓令においては、(i) 公務として講演等を行う場合又は(ii) 公務外として職務に関する講演等を行う場合は、その概要（報酬及び旅費の有無、時間及び場所、官職の肩書の使用の有無、主題及び内容等）が訓令に従ったものであるかについて、事前に上司等の確認を受けるものとする旨規定しているが、本件開示請求に係る特定文書の寄稿は、公務外として、かつ、職務に関しない講演等を行う場合に該当するため、上記の(i)及び(ii)には該当しないと考えられる。

また、訓令においては、公務外として、かつ、職務に関しない講演等であっても、官職の肩書を使用する場合は、当該肩書の使用について、事前に上司等の確認を受けるものとする旨規定している。なお、当該確認については、特段の書式等は定められておらず、口頭で行うこともあり得る。

しかしながら、特定文書中に特許庁長官の肩書は使用されていないことから、特定文書の寄稿については、官職の肩書の使用について上司等の事前確認が必要な場合には該当しないと考えられ、実際、本件開示請求に係る特定文書の寄稿に際して、訓令に基づくいかなる事前確認も行っていない。したがって、当該事前確認に係る文書は作成も取得もしていない。

オ また、特定文書の寄稿について、特定新聞社から特許庁に依頼はなか

ったことから、特定文書の寄稿について、特許庁と特定新聞社との間でやり取りは一切行われておらず、特定文書の寄稿について報酬も発生していないことから、特定新聞社との間のやり取りに関する文書は、作成も取得もしていない。

カ なお、本件開示請求文言には、「特定新聞社とのやり取りに関する文書」の例示として「特許庁内部における検討書等」との記載があり、本件開示請求の対象は、特定新聞社との間のやり取りそのものに限定されないと解する余地があったことから、本件審査請求を受け、特定文書が特定年月日2付け特定新聞に掲載された後、特許庁内において、当該新聞記事を回覧した事実及び当該新聞記事の回覧に係る文書の作成・取得の有無を確認したものの、特定文書が掲載された新聞記事に、特定新聞社とのやり取りに関する文書又は特定文書の寄稿に係る検討文書等を付して回覧した事実は確認できず、当該回覧に係る文書の存在も確認できなかった。

(2) 諮問庁から訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)エの諮問庁の説明のとおりであった。

特許庁においては、本件開示請求に係る特定文書の寄稿に際して、訓令に基づきいかなる事前確認も行っていないとのことであるから、当該説明を踏まえると、対象文書を保有していない旨の諮問庁の説明は否定し難い。また、上記(1)オの諮問庁の説明によれば、当該寄稿について報酬は発生していないとのことであるから、当該寄稿は、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)が定める贈与等報告書を提出しなければならない場合に該当するものではないと解され、他に対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において、対象文書を保有しているとは認められない。